

# ボランティアポイント制度に係る本県の考え方

神奈川県保健福祉局  
福祉・次世代育成部高齢福祉課  
平成 24 年 5 月

## 1 はじめに

本県においては、高齢者の参加による介護予防の取組みとして、現在（平成 24 年 3 月現在）、横浜市、相模原市、平塚市及び藤沢市で実施している介護ボランティアポイント制度について、平成 23 年度、モデル事業として「元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業」（以下、「モデル事業」という。）を実施したところである。

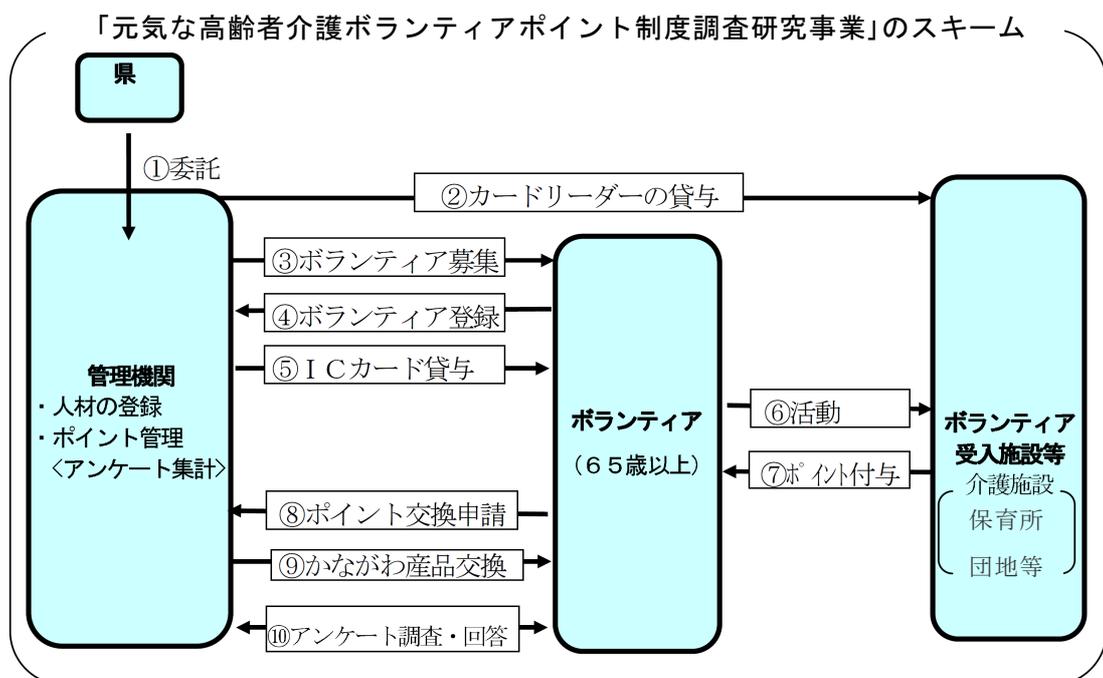
今般、モデル事業の結果を踏まえ、介護ボランティアポイント制度について未実施の市町村に対し、同制度の普及を図り、高齢者の参加による介護予防の取組みを推進する一助とするため、同制度に係る本県の考え方を、次のとおり取りまとめた。

## 2 モデル事業について

### (1) 概要

元気な高齢者による老人ホーム等でのボランティア活動を推進する介護ボランティアポイント制度について、導入を検討している地域において試行し、効果の検証を行った。

なお、詳細については、別添「元気な高齢者介護ボランティアポイント制度調査研究事業実施報告書」記載のとおり。



### 3 ボランティアポイント制度に係る本県の考え方

#### (1) 有償ボランティアに係る整理

今回のモデル事業の実施に当たり、ボランティアポイント制度の導入を検討している市町村の一部から、ボランティア活動により蓄積したポイントを換金可能とするについて、「ボランティアは無償の社会奉仕活動」と捉える従来の考え方との整合がとれない、との課題が寄せられたところである。

しかし、

- ・ 高齢者の急速な増加が見込まれる中、そのおよそ 85%が要支援・要介護認定を受けていない元気な高齢者であること
- ・ 今後、高齢者を支える若手・中堅世代の減少が見込まれていること
- ・ モデル事業では、1回の活動に付与されるポイント数を 200 ポイント（200 円相当）としたが、これは、活動に要する交通費等の実費相当分に該当するものと考えられること

等を踏まえると、介護ボランティアポイント制度においては、高齢者も社会の担い手であり、「元気な高齢者の社会参画のしくみづくり」として、ポイントを貯めることでボランティア活動の励みとなる点を重視し、整理することが適当であると考ええる。

なお、モデル事業の「検証会議」において、ボランティアポイント制度の導入市から、「導入に当たり、市社会福祉協議会との意見調整を行い、同制度におけるボランティアの解釈について整理したことにより、スムーズな制度導入が可能となった」との意見が挙げられた。制度導入に当たっては、地区社協等、ボランティアに精通した団体と調整することが望ましい。

また、モデル事業で実施したボランティア登録者へのアンケート結果にも見られるとおり、すべてのボランティアがポイント換金を望むものではないということを踏まえ、現在、横浜市の介護ボランティアポイント制度で実施している寄付制度の整備も必要と考える。

#### (2) ボランティアの対象範囲

今回のモデル事業におけるボランティアの対象は、「満 65 歳以上の方」としたところである。これは、高齢者が事業に参加することが、自身の介護予防の取組みとなるとの考えによるものであるが、事業を充実させるためには、対象年齢を拡大し、多世代によるボランティアの展開を行い、世代間交流を図ることも有効と考える。

#### (3) ボランティアの活動場所

今回のモデル事業におけるボランティアの活動場所は、特別養護老人ホーム等の介護保険施設がほとんどであったが、例えば、児童の交通安全のための見守り活動や子育て支援施設等における活動など、地域の実情に応じた活動場所を選定することも有効と考える。

#### (4) ICカードによるポイント管理

今回のモデル事業におけるポイント管理に当たっては、ICカードを活用したが、

この方式の利点として次の事項が挙げられる。

- ・ 活動実績の集計分析が容易
  - ・ 受入施設等の負担が軽減
  - ・ 割引サービス等、用途の拡大にも対応可能
  - ・ (今後、ボランティアポイント制度の導入を検討している市町村において、本モデル事業のICカードシステムを活用する場合、) 新たなシステム開発が不要
- 以上の利点により、例えば、(2)で示した多世代によるボランティア展開を図る場合において、ボランティアの年齢による財源区分(65歳以上のボランティアに係る経費については地域支援事業交付金を活用し、それ以外の世代に係る経費については一般財源を活用する等)が容易となる等の効果が期待できる。

#### (5) ポイントの換金等について

今回のモデル事業においては、ポイントの換金を行わず、ポイント高に応じ、かながわ産品に交換することとした。既に実施中の市においては、換金のしくみを設けているほか、横浜市及び平塚市では、一定のポイントを貯めたボランティア登録者に対し、スポーツ観戦チケット等、協賛企業等からの特典を提供している。こうした取組みにより、ボランティアポイント制度を、地域振興に資するものとしても位置付け、展開することが可能となるものとする。

#### (6) ポイントの上限(換金の上限)について

今回のモデル事業は、短期間のため、明確なポイントの上限は設定しないものとしたが、ポイントの上限(換金の上限)について、横浜市では年間8,000ポイント(8,000円)としており、相模原市、藤沢市及び平塚市は年間50ポイント(5,000円)としているところである。上限の設定に当たっては、(1)で整理した有償ボランティアに係る整理を踏まえ、地域の実情に応じたポイント数とすることが適当と考える。

#### 参考資料

横浜市・相模原市・藤沢市・平塚市のボランティアポイント制度について

横浜市・相模原市・藤沢市・平塚市のボランティアポイント制度について

(平成24年4月1日現在)

区分	横浜市	相模原市	藤沢市	平塚市
開始時期	平成21年10月	平成22年10月	平成22年12月	平成23年10月
管理機関	(公社)かながわ福祉サービス振興会	直営	直営	市社会福祉協議会 (ボランティアセンター)
制度名称	「ヨコハマいきいきポイント(横浜市介護支援ボランティアポイント事業)」	「さがみはら・ふれあいハートポイント事業(相模原市介護支援ボランティア事業)」	「いきいきパートナー事業」	「ひらつか元気応援ポイント事業」
事業の整理上の財源	地域支援事業(一次予防事業)として実施	地域支援事業(一次予防事業)として実施	地域支援事業(一次予防事業)として実施	地域支援事業(一次予防事業)として実施
ボランティアの対象者	介護保険第1号被保険者の市民	介護保険第1号被保険者の市民	介護保険第1号被保険者で介護保険サービスを受けていない市民	介護保険第1号被保険者で介護保険料の未納がない市民
1回の活動に付与するポイント	1回の活動で200ポイント(30分以上)	①介護保険施設等の高齢者福祉施設でのボランティア活動 →30分以上2時間未満1ポイント、2時間以上2ポイント ②地域包括支援センターでの介護予防事業の手伝い →2ポイント(時間制限なし)	1日の活動につき1ポイント100円換算(概ね1時間以上)	概ね1時間の活動につき1ポイント100円換算 1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、1日最大2ポイント200円換算
1日の上限	換金の対象としては200ポイント上限(午前と午後に別の施設で活動し、200ポイント以上取得というケースもありうるが200ポイントを超える部分は切り捨て)	なし(午前に①で2ポイント取得、午後に②で2ポイント取得というケースもありうる)	1ポイント	2ポイント

区分	横浜市	相模原市	藤沢市	平塚市
※ 年間の上限（換金の上限） Pt：ポイントの略	8,000pt 8,000円 (1,000pt未満は換金の対象外（翌年度へ繰り越し）)	10～19pt 1,000円 20～29pt 2,000円 30～39pt 3,000円 40～49pt 4,000円 50pt以上 5,000円 (10pt未満は換金の対象外)	50pt 5,000円 (1ptから換金可)	10～19pt 1,000円 20～29pt 2,000円 30～39pt 3,000円 40～49pt 4,000円 50pt以上 5,000円 (10pt未満は換金の対象外) ※ 平成23年10月～平成24年9月までの1年間の活動について換金
の繰越し	上記1,000ポイント未満について、翌年度に繰り越し	繰越しなし	繰越しなし	繰越しなし
効期間	付与を受けた日の属する年の翌々年3月31日まで有効	当該年度のみ	1年間	平成23年10月～平成24年9月
寄付制度	あり (ボランティア登録者の申請により市が処理)	なし	なし	なし
ト管理	ICカードによる	手帳へのスタンプ押印による	登録カードへのスタンプ押印による	ポイント手帳へのスタンプ押印による
の特典	抽選で、協賛企業からの招待券等を贈呈	なし	なし	1ポイント以上付与された登録者を対象に、抽選で湘南ベルマーレの観戦チケットを贈呈
対象施設	特別養護老人ホーム、老人保健施設、地域ケアプラザ、グループホーム、デイサービス等	介護保険施設等の高齢者福祉施設、地域包括支援センター	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、デイサービス、障がい者施設	特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、デイサービス、デイケア、病院、湘南ベルマーレ、救護施設
担当課	介護保険課	介護予防推進課	保健医療福祉課	高齢福祉課